

○北しりべし廃棄物処理広域連合廃棄物の処理に関する条例施行規則

制 定 平成 19 年 3 月 28 日規則第 3 号

最近改正 平成 25 年 3 月 28 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、北しりべし廃棄物処理広域連合廃棄物の処理に関する条例（平成 19 年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項に規定する処理施設（以下単に「処理施設」という。）の管理及び運営を行うため、必要な職員を置く。

2 前項の職員の職務及び所管事務は、北しりべし廃棄物処理広域連合事務局規則（平成 14 年北しりべし廃棄物処理広域連合規則第 13 号）に定めるところによる。

(処理施設の開場時間等)

第 3 条 処理施設の開場時間及び休場日は、次の表のとおりとする。

処 理 施 設 の 名 称	開 場 時 間	休 場 日
北しりべし広域クリーンセンター	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで	日曜日、土曜日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
北後志リサイクルセンター	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで	日曜日、土曜日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 前項の規定にかかわらず、広域連合長は、特に必要があると認めるときは、同項の開場時間若しくは休場日を変更し、又は臨時に開場し、若しくは休場することができる。

(処理施設の受入基準)

第 3 条の 2 処理施設で受け入れる対象廃棄物（条例第 3 条に規定する対象廃棄物をいう。以下同じ。）の受入基準は、別表のとおりとする。

2 処理施設に対象廃棄物を搬入する者（関係市町村及び関係市町村から対象廃棄物の収集運搬業務委託を受けた者を含む。）は、前項の受入基準に従うとともに、広域連合長が随時に行う搬入物の展開検査に協力しなければならない。

3 広域連合長は、前項の者が第 1 項の受入基準に従わない場合は、条例第 7 条の規定に基づき別に定める基準により、条例第 5 条第 1 項、第 3 項又は第 5 項の許可（以下「搬入許可」という。）の効力を停止し、対象廃棄物の全部又は一部の受入れを行わないことができる。

(搬入許可の申請)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項又は第 3 項の許可（北しりべし広域クリーンセンターに係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、廃棄物搬入許可（新規・更新）申請書（様式第 1 号）を広域連合長に提出しなければならない。この場合において、同項の許可を受けようとするときにあっては、同条第 2 項の有効期間が満了する日の 1 月前までに申請を行わなければならない。

(1) 対象廃棄物の搬入に使用する車両（以下「搬入車両」という。）の自動車検査証（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条第 1 項の自動車検査証をいう。）の写し

(2) 一般廃棄物収集運搬業の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項の許可をいう。）を受けていることを証する書面の写し

(3) 条例第 8 条第 1 項の手数料の領収書の写し

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める書類

(変更許可等)

第5条 搬入許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、許可証に記載された事項(以下「許可証記載事項」という。)に変更(次項各号に掲げる事項に係る変更を除く。)が生じたときは、速やかに、第4条各号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて、搬入許可変更申請書(様式第2号)を広域連合長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 許可業者は、許可証記載事項に次掲げる事項について変更が生じたときは、当該変更が生じた日から10日以内に、搬入許可変更届(様式第3号)を広域連合長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称

(2) 事務所及び事業所の所在地

(許可証及び計量カード)

第6条 広域連合長は、搬入許可をしたときは、廃棄物搬入許可証(様式第4号。以下「許可証」という。)及び計量カード(様式第5号)を当該申請者に交付するものとする。この場合において、条例第5条第3項又は第5項の許可にあっては、当該許可を受ける者は、この項本文の規定により既に交付されている許可証及び計量カードを、広域連合長に返還しなければならない。

2 許可業者は、対象廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、計量カードを処理施設の職員に提示し、その指示に従わなければならない。

3 許可業者は、条例第7条の規定により当該搬入許可を取り消されたときは、直ちに、許可証及び計量カードを広域連合長に返還しなければならない。

4 許可業者は、第1項の規定により交付された計量カードを破損し、汚損し、又は紛失したときは、計量カード再交付申請書(様式第6号)を広域連合長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、許可業者は、条例第8条第1項に規定する手数料に相当する額を実費として負担しなければならない。

(搬入の中止届)

第7条 許可業者は、事業の廃止その他の理由により対象廃棄物の処理施設への搬入をやめるときは、許可証及び計量カードを添えて、廃棄物搬入中止届(様式第7号)を広域連合長に提出しなければならない。

(手数料の徴収方法等)

第8条 条例第8条第1項の手数料は、前納とする。

2 条例第8条第2項の手数料は、後納とし、その納期限は、対象廃棄物を搬入した日の属する月の翌月の末日とする。

3 前項の規定にかかわらず、広域連合長は、特別の事情があると認めるときは、同項の納期限を変更することができる。

4 条例第8条第2項の手数料は、納入通知書(様式第8号)により徴収するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則(平19.3.28規則3)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平25.3.28規則3)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条の2関係）

処理施設の名称		対象廃棄物の受入基準
北しりべし広域ク リーンセンター	ごみ焼却施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ焼却施設に搬入できるもの 次項各号に掲げる搬入不適物以外の可燃ごみ 2 搬入不適物 <ol style="list-style-type: none"> (1) びん類、缶類、金属類、コンクリート片等の不燃物を含むごみ (2) 粗大ごみ (3) 火薬、ガソリン、シンナー、油類、粉体（事業所から排出されるもの）等の爆発性のごみ (4) 細菌、毒性物質、危険性化学物質、感染性廃棄物等を含むごみ (5) 火種を含むごみ (6) 前各号に掲げるもののほか、ごみ焼却施設で処理できない性状及び形状並びに処理設備及び処理業務に支障を来すおそれのあるごみ
	リサイクルプラザ	<ol style="list-style-type: none"> 1 リサイクルプラザに搬入できるもの 次項各号に掲げる搬入不適物以外の不燃ごみ、粗大ごみ、及び資源物 2 搬入不適物 <ol style="list-style-type: none"> (1) パーソナルコンピュータ（ディスプレイを含む。）、密閉形蓄電池及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器 (2) スプリングマットレス (3) オートバイ、バッテリー、自動車用タイヤ (4) ボンベ（プロパン、酸素、窒素、アセチレン等）及び消火器 (5) 溶剤、揮発性物質、塗料及び有害物質（PCB、カドミウム、水銀、鉛等） (6) 危険物（火薬等の爆発物）、薬品（農薬、劇薬）、油類（てんぷら廃油、オイル等）及び感染性廃棄物 (7) 前各号に掲げるもののほか、リサイクルプラザで処理できない性状及び形状並びに処理設備及び処理業務に支障を来すおそれのあるごみ及び資源物
北後志リサイクルセンター		<ol style="list-style-type: none"> 1 北後志リサイクルセンターに搬入できるもの 次項各号に掲げる搬入不適物以外の資源物 2 搬入不適物 <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例第2条第1号の規定に基づき分別されていない資源物 (2) 前号に掲げるもののほか、北後志リサイクルセンターで処理できない性状及び形状並びに処理設備及び処理業務に支障を来すおそれがある資源物

様式第1号（第4条関係）

廃棄物搬入許可（新規・更新）申請書

年 月 日

北しりべし廃棄物処理広域連合長 様

申請者

郵便番号 ー

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称及び代表者）

電話番号 （ ー ー ）

北しりべし廃棄物処理広域連合廃棄物の処理に関する条例第5条 第1項 第3項の規定により、搬入許可（新規・更新）を受けたいので、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

搬入許可番号	No.	搬入許可期限	年 月 日まで						
一般廃棄物収集運搬業の許可関係	許可番号：	廃棄物の収集区域、搬入量等	収集区域（該当に○印）						
	期間： 年 月 日～ 年 月 日まで		小樽市・積丹町・古平町・仁木町・余市町・赤井川村						
申請内容	登録番号								
	車種								
計量カード番号	事業系								
	生活系（粗大）								
※1 新規の場合は、交付を希望する「事業系、生活系（粗大）」欄に○印を記入してください。 ※2 更新の場合は、交付されている計量カード番号を記入してください。									
添付書類：①搬入車両の自動車検査証の写し、②一般廃棄物収集運搬業の写し、③搬入許可手数料の領収書の写し									

備考 上記記載欄は、その記載する件数により、適宜追加することができる。

- 注
- 1 本書は、一般廃棄物の収集区域ごとに別業で提出してください。
 - 2 搬入車両の自動車検査証の写し及び一般廃棄物収集運搬業の許可証の写しを添付してください。
 - 3 計量カードの交付枚数が申請件数となりますので、交付対象の計量カード枚数に応じた搬入許可手数料の領収書の写しを添付してください。
 - 4 更新にあっては、廃棄物搬入許可証に記載されている事項を記入してください。
 - 5 更新にあっては、更新前の廃棄物搬入許可証及び計量カードは、新たな廃棄物搬入許可証及び計量カードの交付を受ける際に返却してください。

様式第2号（第5条関係）

搬入許可変更申請書

年 月 日

北しりべし廃棄物処理広域連合長 様

申請者
郵便番号 ー
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者)
電話番号 (ー ー)

年 月 日付第 号の搬入許可について次のとおり変更したいので、北しりべし廃棄物処理広域連合廃棄物の処理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により申請します。

搬入許可番号		No.	搬入許可期限				年 月 日まで				
一般廃棄物収集運搬業の許可関係		許可番号：	期間： 年 月 日～ 年 月 日まで				許可番号：	期間： 年 月 日～ 年 月 日まで			
申請内容	搬入車両	登録番号									
	計量カード番号	事業系									
		生活系（粗大）									
	変更事項	変更内容	※1「変更内容」欄は、対象車両の「廃止、登録、その他（ ）」に該当する内容を記入してください。 ※2登録する車両については、「事業系、生活系（粗大）」の計量カードの交付を希望する欄に○印を記入してください。								

備考 上記記載欄は、その記載する件数により、適宜追加することができる。

- 注 1 本書は、一般廃棄物の収集区域ごとに別葉で提出してください。
2 搬入車両自動車検査証の写しを添付してください。
3 一般廃棄物収集運搬業の許可証の写しを添付してください（許可内容に変更がある場合に限りです）。
4 計量カードの交付枚数が申請件数となりますので、交付対象の計量カードの枚数に応じた搬入許可手数料の領収書の写しを添付してください。
5 廃棄物搬入許可証に記載されている事項を記載してください。
6 廃棄物搬入許可証及び廃止する計量カードは、新たな廃棄物搬入許可証及び計量カードの交付を受ける際に返却してください。

搬入許可変更届

年 月 日

北しりべし廃棄物処理広域連合長 様

届出者

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号（ - - ）

年 月 日付け第 号の搬入許可について次のとおり変更したので、北しりべし廃棄物処理広域連合廃棄物の処理に関する条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

搬入許可年月日		搬入許可番号	
変更年月日			
変更した事項	変更前	変更後	
変更の理由			
備 考			

様式第4号（第6条関係）

廃棄物搬入許可証

年 月 日

様

年 月 日付けて申請のあった搬入許可（更新・変更）については、次のとおり許可します。

北しりべし廃棄物処理広域連合長

印

搬入許可番号：No.		搬入許可期限： 年 月 日まで			廃棄物の収集区域：				
一般廃棄物収集運搬業の許可関係	許可番号：	開場時間等			原則として月曜日から金曜日まで（12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで				
	期間：								
搬入登録車両	許可番号：	登録番号							
	期間：								
計力一ト番号	事業系								
	生活系（粗大）								

※遵守事項

- 北しりべし廃棄物処理広域連合廃棄物の処理に関する条例及び同条例施行規則を遵守してください。
- 搬入に当たっては、小樽市桃内町内会との協定により落の下通線の車両の走行速度は、時速30キロメートル程度としてください。
- 対象廃棄物を搬入する際は、計量カードを係員に提示するとともに、その指示に従ってください。
- 対象廃棄物を処理施設に搬入する際に、必要に応じて行う展開検査に協力してください。
- 上記4の展開検査に基づく対象廃棄物の分別の指示に従わない場合は、規則の規定に基づき当該廃棄物の受入れを拒否することがあります。
- この許可証の記載内容に変更があった場合は、速やかに搬入許可の変更申請をしてください。
- 氏名又は名称、事務所及び事業所の所在地に変更があった場合は、変更の日から10日以内に搬入許可変更届を提出してください。
- 事業の廃止等により、対象廃棄物の搬入をやめる場合は、廃棄物搬入中止届を提出してください。
- 計量カードを汚損、き損又は紛失した場合は、再交付を受けてください。この場合、搬入許可手数料に相当する額を負担していただきます。

No. (事業系一廃) 車両番号

北しりべし広域クリーンセンター
計量カード

ごみの減量・資源化に御協力ください。

様式第6号（第6条関係）

計量カード再交付申請書

年 月 日

北しりべし廃棄物処理広域連合長 様

申請者

郵便番号 ー

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

電話番号（ ー ー ）

計量カードの再交付を受けたいので、北しりべし廃棄物処理広域連合廃棄物の処理に関する条例施行規則第6条第4項の規定により、次のとおり申請します。

搬入許可番号		車両番号	
再交付申請対象の計量カード番号			
再交付申請の理由			
添 付 書 類	※1 破損、汚損等の場合は、その計量カードを添付してください。 2 再交付する計量カードの枚数に相当する条例第8条第1項に規定する手数料相当額の領収書の写しを添付してください。		
備 考			

様式第7号（第7条関係）

廃棄物搬入中止届

年 月 日

北しりべし廃棄物処理広域連合長 様

届出者

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号（ - - ）

年 月 日付け第 号の搬入許可について次のとおり中止したいので、北しりべし
廃棄物処理広域連合廃棄物の処理に関する条例施行規則第7条の規定により届け出ます。

搬入許可年月日		搬入許可番号	
中止年月日			
搬入を中止した理由			
備 考			

注 中止の場合は、廃棄物搬入許可証及び計量カードを添付してください。

様式第8号（第8条関係）

納入通知書兼領収書		
住所		
氏名 様		
年度	款	
月分	項	
一般会計	目	
	節	
金額		
延滞金	日間	
合計金額		
納期限	年 月 日	
上記のとおり納付してください。 年 月 日 北しりべし廃棄物処理広域連合長 Ⓜ 上記の金額を領収しました。 北しりべし廃棄物処理広域連合 指定金融機関 北しりべし廃棄物処理広域連合 収納代理金融機関	納付場所	
	(北しりべし廃棄物処理 広域連合指定金融機関 名) (北しりべし廃棄物処理 広域連合収納代理金融機 関名)	
		領収日付印
通知書番号		

(納入者保存分)

領収済通知書		
住所		
氏名 様		
年度	款	
月分	項	
一般会計	目	
	節	
金額		
延滞金	日間	
合計金額		
上記のとおり収納したので通知します。 北しりべし廃棄物処理広域連合会計管理者 様		
		領収日付印
通知書番号		

(北しりべし廃棄物処理広域連合保存分)

納付書		
住所		
氏名 様		
年度	款	
月分	項	
一般会計	目	
	節	
金額		
延滞金	日間	
合計金額		
上記のとおり納付します。		
		領収日付印
通知書番号		

(金融機関保存分)